

厚生労働科学研究費補助金により取得した財産の取扱いについて  
(平成14年6月28日厚科第0628003号厚生科学課長決定)

(平成21年3月31日 一部改正)

(平成23年3月31日 一部改正)

## 1 趣 旨

厚生労働科学研究費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けて取得し、又は効用の増加した機械器具でその価格が単価30万円以上のものについて、補助金の交付を受けた研究者が補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する処分を行うに当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（以下「適正化法」という。）第22条及び厚生労働科学研究費補助金取扱規程（平成10年厚生省告示第130号）（以下「取扱規程」という。）第12条第10号の規定により、厚生労働大臣又は研究費配分機関の長（以下「厚生労働大臣等」という。）の承認が必要とされているところである。

これらの機械器具について、補助金の目的に沿って適正に活用するため、研究期間終了後においても引き続き所属機関で、研究事業と類似した研究活動に利活用する場合について、適正化法第22条の規定による財産処分の承認の手続の簡素化を図ることとする。

## 2 対象範囲

以下の取扱いは、次に掲げる機関に所属する研究者が、当該所属機関に機械器具を譲渡する場合に限り適用する。

- (1) 厚生労働省の施設等機関
- (2) 地方公共団体の附属試験研究機関
- (3) 学校教育法に基づく大学及び同附属試験研究機関
- (4) 研究を主な事業目的としている特例民法法人並びに一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人
- (5) 研究を主な事業目的としている独立行政法人通則法第2条の規定に基づき設立された独立行政法人及び特定独立行政法人
- (6) その他厚生労働大臣が適当と認めるもの

### 3 譲渡の手続き

補助金により取得した機械器具を所属機関へ譲渡するにあたっては、今後、4に示す留意事項に則り、原則として譲渡を行う前に別紙様式により厚生労働大臣等に報告するものとし、報告があった場合には、厚生労働大臣等の承認があったものとして取り扱うものとする。

この場合の当該財産処分に係る補助金相当額の国庫納付は不要とする。

### 4 譲渡するに当たっての留意事項

- (1) 譲渡は無償で行うこと。
- (2) 研究期間中に譲渡する場合においては、研究者が研究事業の目的を達成するために機械器具を使用すること。
- (3) 無償譲渡を受けた研究機関においては、研究事業と類似した研究活動に使用すること。また、備品台帳などで適正に管理し、かつ効率的な運用ができること。
- (4) 無償譲渡を受けた研究機関において元の財産の取得時から起算して厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまでは、所要の手続きを経ることなく財産処分を行わないこと。

### 5 その他

本通知によらない財産処分の承認手続きについては、従前のおりとする。

(別紙様式)

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿  
(国立医薬品食品衛生研究所長)  
(国立保健医療科学院長)

研究機関名  
職 名  
研究者氏名

### 厚生労働科学研究費補助金に係る財産処分報告書

厚生労働科学研究費補助金に係る取得財産について、下記のとおり財産処分(無償譲渡)を行うので平成14年6月28日厚科第0628003号厚生科学課長決定「厚生労働科学研究費補助金により取得した財産の取扱いについて」に基づき報告する。

### 記

1. 研究課題名 :
  2. 研究事業年度 : 年度
  3. 研究費(単位:円) :
  4. 無償譲渡を行う機械器具
    - (1) 機械器具名 :
    - (2) 製造会社 :
    - (3) 型式 :
    - (4) 数量 :
    - (5) 価格(単位:円) :
    - (6) 取得年月日 : 平成 年 月 日 (処分制限期間 年)
    - (7) 無償譲渡予定年月日 : 平成 年 月 日
  5. 無償譲渡を受ける研究機関での研究内容 :
- ※無償譲渡が完了した場合には、無償譲渡を証明する書類を後日送付すること。